

# 国立大学法人電気通信大学危機管理規程

平成22年 3月19日

改正

平成22年10月19日

平成27年 3月26日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における危機及びリスクの管理（以下「危機管理」という。）に関する体制及び対処方法を定めることにより、本学の学生、役員、職員及び本学関係者（以下「学生・職員等」という。）並びに近隣住民等の安全確保及び本学の業務実施の確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

## (危機管理の対象)

第2条 この規程において危機管理の対象とする事象（以下「対象事象」という。）は、次に掲げる事象であって、適切に対応しない場合には社会に与える影響が大きく、本学の信頼を損なうおそれがあり、本学一体となって対処することが必要と考えられるものをいう。

- (1) 本学の教育、研究等に関連して発生した、又は発生するおそれのある重大な事象
- (2) 本学の施設管理に関連して発生した、又は発生するおそれのある重大な事象
- (3) 学生・職員等の健康に関して発生した、又は発生するおそれのある重大な事象
- (4) その他本学の円滑な運営に大きな影響を与える、又はそのおそれのある事象

## (危機管理委員会の設置)

第3条 危機管理に関する次の事項を審議するために、危機管理委員会を設置する。

- (1) 本学における危機管理体制の構築及び管理
- (2) 本学におけるリスクの識別及び発生原因の分析
- (3) リスクの評価及び低減策の検討
- (4) 学生・職員等に対する適切な情報提供
- (5) 危機管理基本マニュアルの作成及び見直し
- (6) 学生・職員等への啓発活動の検討及び実施の指示
- (7) 緊急時における危機管理体制の検討
- (8) 個別マニュアル等の作成指示、管理及び見直し
- (9) その他危機管理に係る必要な事項

2 前項第3号に係る審議は毎年度行うものとする。

3 委員会は、学長、理事、副学長、情報理工学域長及び大学院情報理工学研究科長をもって構成する。

4 委員長は学長とし、副委員長は学長が指名する。

5 危機管理委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委員会の成立及び議事)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第5条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は別に定める。

(学長等の責務)

第6条 学長は、本学における危機管理を統括し、危機管理体制の充実に努めなければならない。

2 対象事象を担当する理事又は副学長（以下「担当理事等」という。）は、学長を補佐し、危機管理体制の充実に努めるとともに、対象事象が発生した場合は、学長の指示の下に速やかに対処しなければならない。

3 学生・職員等は、その職務の遂行に当たり、常に起こり得る対象事象を想定し、その対応策を検討するとともに、情報伝達網を確認し、危機管理の適切な対応に努めなければならない。

(危機対策本部の設置)

第7条 学長は、対象事象が発生した場合、担当理事等と協議し、当該対象事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに危機対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

2 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部長は、学長をもって充て、本部の業務を総括する。

4 副本部長は、担当理事等をもって充て、本部長を補佐する。

5 本部員は、担当部署の職員及び学長が必要と認める職員をもって充て、本部の業務を処理する。

6 本部は、対象事象への対処の終了をもって解散する。

(危機対策本部の権限)

第8条 本部は、本部長の指揮の下に、対象事象に迅速に対処しなければならない。

2 学生・職員等は、本部の指示に従わなければならない。

3 本部は、対象事象の対処に当たり、役員会、経営協議会、教育研究評議会等（以下「役員会等」という。）の審議を含め、本学の諸規程等により必要とされる手続きを省略することができる。

4 前項の場合、本部は、対象事象の対処の経過及び終了について、役員会等に報告しなければならない。

(学長が不在の場合の措置)

第9条 学長が出張等により不在の場合は、担当理事等が対象事象に対処するものとする。

(事務)

第10条 この規程に係る事務は、総務部総務企画課が総括し、事項に応じて関係各課がこ

れにあたる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、危機管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。